

G 7 貿易大臣声明

2023年4月4日

我々、G 7 貿易大臣は、法の支配に基づく安定した国際秩序の不可欠な一部を形成し、世界経済の発展、安定及び成長の基礎となる自由で公正な、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に対する我々の強いコミットメントを再確認した。

近年、地政学的・経済的に大きな混乱が発生し、そうした動きがグローバルなサプライチェーン及び国境を越えた人の移動の断絶や高いインフレーションを生じさせ、特に開発途上国に大きな打撃を与えている。我々が最も強い言葉で引き続き非難するロシアのウクライナに対する侵略戦争及びCOVID-19の感染拡大が、これらの危機の直接的な引き金となったが、我々は、また、長きにわたる非市場的な政策及び慣行を含め、国際貿易体制の背景にある動きも考慮に入れる必要がある。また、サービス分野における貿易の急成長や、デジタル・トランスフォーメーション及びネット・ゼロ排出への移行の加速といった、より長期的な構造変化も生じてきている。このような状況を踏まえ、我々は、我々の世界貿易のルールブックが、経済変革及び持続可能で包摂的かつ強靱な成長を可能にし、労働者やコミュニティを含む世界の市民のニーズに応えることを更に確保するために取り組んでいく。

この文脈において、我々は、本年最初の会合を開催し、我々の共有する見解を発展させるために率直かつ建設的な議論を行った。議論では、持続的な経済回復の鍵となる推進力として、法の支配に基づく自由で公正な貿易体制の維持・強化が引き続き重要であること、同時に、G 7 を超えた意欲あるパートナーとの連携を含め、経済安全保障に対処する必要性が取り上げられた。

本日の我々の議論では、以下の論点に焦点が当てられた。

- 我々は、第12回WTO閣僚会議（MC12）の成果を想起し、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的とした議論の実施及び、世界の貿易政策の課題に対応するための審議の強化等により、世界貿易機関（WTO）の3つの機能全てについての必要な改革に向けてパートナーとともに取り組むことへの我々のコミットメントを再確認する。我々は、MC13を成功裏に実施す

ることを期待し、そのために、具体的な成果の達成に向けて共に取り組む。これには、漁業補助金に関する協定の速やかな発効及び漁業補助金に関する包括的な規律に関する交渉の妥結、共同声明イニシアティブ（J S I）を含む複数国によるイニシアティブの進展、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムの恒久化、農業改革の進展を含む。我々は、これらの問題に関する作業を加速するよう我々の駐ジュネーブ大使に指示し、その他の人々に対しても同様に対応するよう求める。我々は、また、自由で公正かつ持続可能な多角的貿易体制を維持・強化するために、不可欠なパートナーである開発途上加盟国と共に取り組む。我々は、本会合に参加したW T O事務局長の洞察に満ちた関与に感謝する。

- 我々は、緊急の行動を必要とする構造的な課題を生じさせる、問題ある展開を含む非市場的政策及び慣行に関する我々の共通の懸念を再確認する。我々は、公正な国際競争、貿易及び投資を歪めるこのような政策及び慣行に対処することにより、我々のビジネス及び労働者のための公平な競争条件を確保するための我々の取組を維持し、更に前進させる。この点において、我々は、既存のツールをより効果的に使用することを追求するとともに、適切な新たなツールやより強力な国際ルール・規範を開発する。我々は、蔓延する有害な産業補助金、国有企業の市場歪曲的な行動、及びあらゆる形態の強制技術移転の分野を皮切りに、労働者及びビジネスのための公平な競争条件を確保するための具体的な措置やイニシアティブに関する我々の協力を深化させる。我々は、また、脆弱性や戦略的依存を生み出すこれら及びその他の慣行を利用する包括的な戦略への深刻な懸念を含めた、分野横断的な問題についても議論する。最近の不透明で市場歪曲的な介入に関する共通の理解に基づき、補助金制度に関する対話及び、透明性を向上させる方法に関するW T Oにおける議論を引き続き推進する。我々は、さらに、これらの不公平な貿易慣行がもたらす課題に対応する中で、市場の歪曲を回避し、グローバルかつ公平な競争条件を確保するために取り組むことの重要性を再確認する。
- 我々は、透明性、多様性、安全性、持続可能性及び信頼性が、G 7内外の信頼できるパートナー国間の強靱なサプライチェーンネットワークを構築及び強化する上で不可欠な原則であることを認識する。我々は、国際的な規範及び義務を守ること、不当な政治的利益のために経済的相互依存関係を武器化しないこと、自由で公正かつ互恵的な経済・貿易関係にコミットすること、及びこれらの取組を損なうような措置を自制することを含むこれらの原則に基づき、サプライチェーン強靱性をどのように強化及び向上できるか引き続き議論する。我々は、また、グローバルなサプライチェーンにおける重要

な供給者、生産者及び購入者であるG7外のパートナー、特に新興国及び開発途上国へのアウトリーチの重要性を認識し、これらのパートナーとの協力を深めるための方法について議論する。我々は、また、G7間の更なる協力のための特定の分野、とりわけ重要鉱物についても議論する。

- 我々は、他の政府による正当な選択に干渉する経済的威圧に対する深刻な懸念を表明する。我々は、経済的威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みに対しても強く反対する。経済的威圧は、しばしば貿易及び投資関連措置を通じて行われ、経済安全保障及び自由で公正かつルールに基づく国際秩序を損なうものである。我々は、経済的威圧措置の使用を抑止し、それに対抗するため、我々のそれぞれの既存のツールを活用し、必要に応じて新たなツールを開発する。我々は、WTOにおける取組を含む既存の共同の取組の重要性を認識しつつ、経済的威圧に対する共同の準備、強靱性及び抑止力を高めるため、互いに、また、G7を超えたその他の同志国のパートナーと共に、協力を推進し、協調を強化する。我々は、また、経済的威圧措置に対抗し、その損害を緩和するための対応を、しかるべく共同で検討する。
- 我々は、輸出管理が、軍事用途にとり重要な技術、並びに世界、地域及び国家の安全を脅かすその他の活動のための技術の転用がもたらす課題に対処するための基本的な政策ツールであることを再確認する。我々は、技術の急速な発展に足並みを揃える形で、効果的かつ責任ある輸出管理を強化するにあたり、他国と共に引き続き取り組む。我々は、輸出管理の回避に対抗するための強力な執行が不可欠な要素であることを再確認し、この問題に関して引き続き協力する。我々は、悪意ある者による重要・新興技術の悪用や研究活動を通じた重要・新興技術の不適切な移転に対処するため、マイクロ・エレクトロニクスやサイバー監視システム等の重要・新興技術の輸出管理に関する協力の重要性を確認する。
- 我々は、G7内外においてビジネスと人権に関する議論を深める必要性を認識し、企業活動における人権及び国際労働基準に対する尊重の確保並びにビジネスのための強靱性、予見可能性及び確実性の更なる向上に向けた協力及び共同の取組を強化する意図を有しており、他者に対し、国際基準と整合的にすることによるものを含め、我々のこれらの取組に参加するよう呼びかける。このため、我々は、専門家のネットワークを通じて関連する規制や政策についての情報交換を加速させる。
- 我々は、WTOにおける議論を継続し、環境物品・サービス及び技術の貿易の促進等を通じて環境問題に取り組み、ネット・ゼロ排出に向けた努力を支援するための解決策、

循環経済の促進、及び貿易関連の気候・環境対策や政策が気候・環境分野の目標に最も貢献できる方法に関して、共同で取り組む。我々は、我々のG7デジタル貿易原則に対するコミットメント、開かれたデジタル市場の支持及びデジタル保護主義に対する反対を再確認する。我々は、WTOの電子商取引JSIの交渉を加速させ、2023年末までに、野心的な成果を妥結するべく作業していくことにコミットする。その成果は、高水準で商業的に意義のあるものであるべきである。我々は、中小零細企業(MSMEs)及び女性や先住民といった過小評価された集団が直面する課題を認識し、包摂的で持続可能な貿易を促進することの重要性を確認する。

我々は、10月の貿易大臣会合に向けて、これらの問題についての更なる協力を追求し、我々の政府職員に対して、この目的のために作業を加速させるよう指示する。

(了)